

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島
県
報

目次

告示

○県外の区域からの家畜等の移入の禁止の指定を解除する件

告示

福島県告示第八十二号の二

福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第十条の規定により、平成二十三年一月二十七日付けで行った高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年二月十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域

鹿児島県内の次に掲げる区域

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限の変更(平成二十三年

鹿児島県告示第九号の三)の二の(3)に掲げる区域

(畜産課)